安城市監査公表第２３号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を公表する。

令和４年１０月２６日

安城市監査委員　中　西　　肇

安城市監査委員　野　場　慶　徳

第１　監査の種類

定例監査

第２　監査の対象及び期間

福祉部高齢福祉課　令和４年８月３日から９月２７日まで

上下水道部水道業務課　令和４年８月３日から９月２７日まで

水道工務課　令和４年８月３日から９月２７日まで

第３　監査の方法

安城市監査基準に準拠し、福祉部高齢福祉課、上下水道部水道業務課及び水道工務課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第４　監査の方針

令和４年７月末日までの令和４年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第５　監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。ただし、次に掲げる事務において、指導事項が見受けられたので適切な措置を講じられたい。これらの事項は、当該部署はもとより、他の部署においても事務処理の見直しや改善の参考とされたい。

高齢福祉課

【指導事項】

１　契約関係

ゲートボール場・グラウンドゴルフ場補修用資材購入事務において、前回と同様に請書に必要な書類が整えられていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

２　その他

市公式ウェブサイトにおいて、前回と同様にリンクが切れているページが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

水道業務課

【指導事項】

水道料金システム基本料金免除対応業務委託において、契約書第３条に規定しているセキュリティ対策関係書類が提出されていなかったため、適切な事務執行に努められたい。